

八王子市告示第 193 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年八王子市告示第 353 号により指定した区域の一部の指定を解除するもので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 29 年 5 月 19 日

八王子市長 石森 孝志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市館町 2682 番、2684 番の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

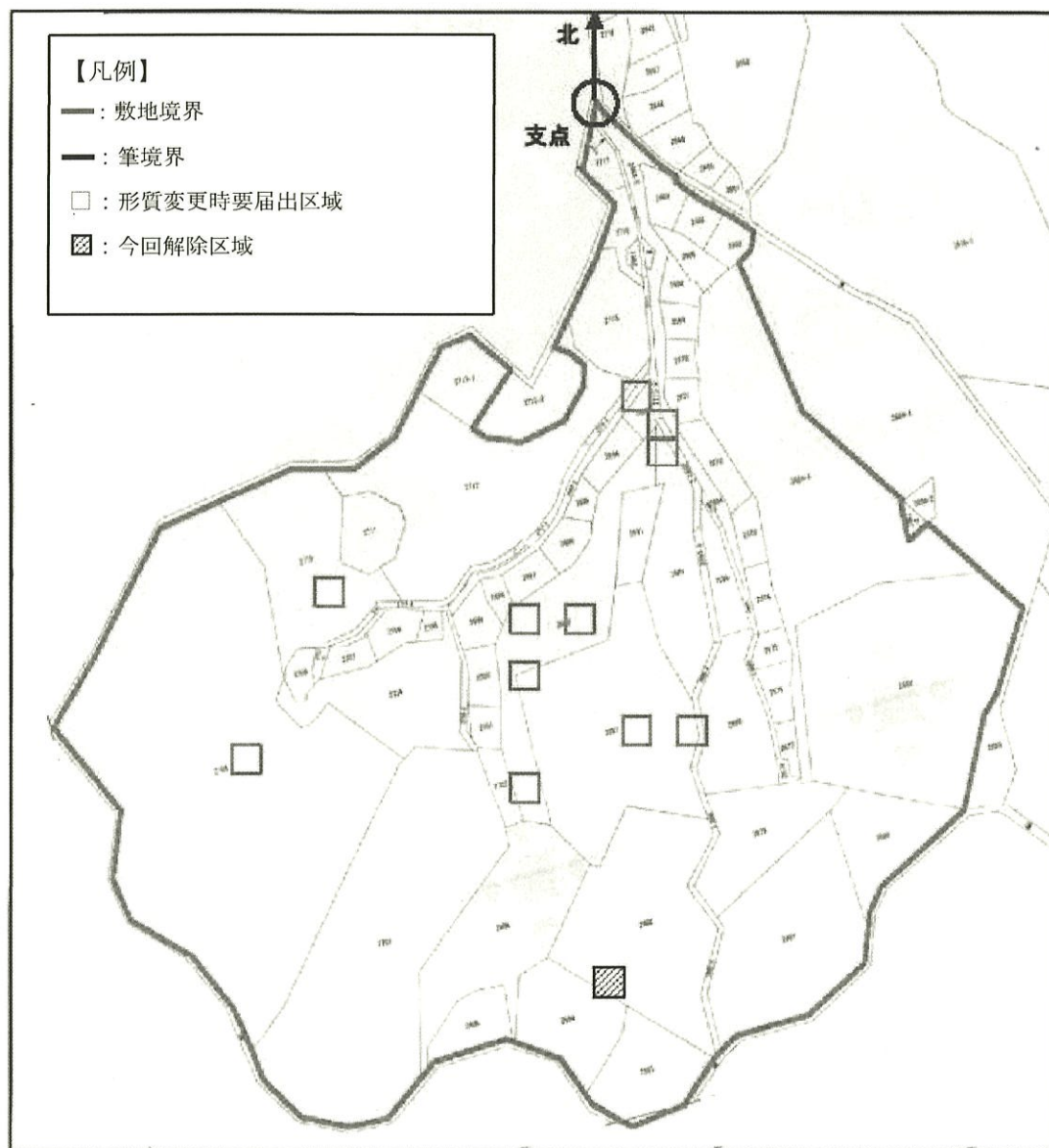
3 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>
環境部環境保全課



【支点】

支点は、八王子市館町 2717 番 2 の最北端とする。

【格子の回転角度 (0 度)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

八王子市告示第 355 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年八王子市告示第 353 号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 29 年 10 月 19 日

八王子市長 石森 孝志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市館町 2687 番、2688 番、2690 番 4 の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

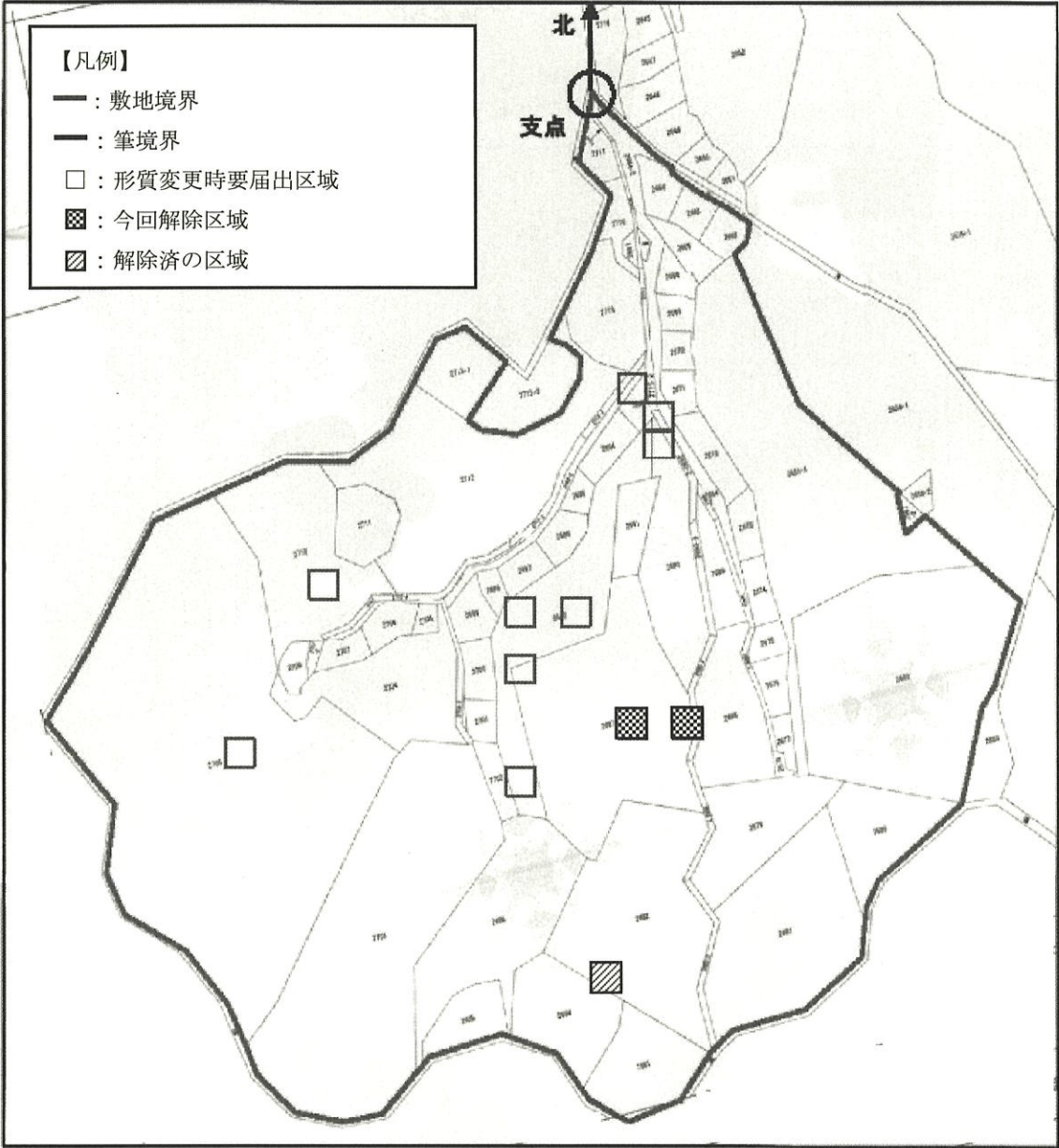
ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>

環境部環境保全課



【支点】

支点は、八王子市館町 2717 番 2 の最北端とする。

【格子の回転角度 (0 度)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

八王子市告示第 11 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年八王子市告示第 353 号により指定した区域のうち、平成 29 年八王子市告示第 193 号及び第 355 号により一部の指定を解除した区域を除く全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 2 年 1 月 16 日

八王子市長 石 森 孝 志

記

1 指定を解除する区域

別図のとおり（八王子市館町 2664-2、2671、2672、2687、2690、2690-2、2692、2693、2693-2、2697、2698、2702、2709、2710、2712、2712-2、2715-2 の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

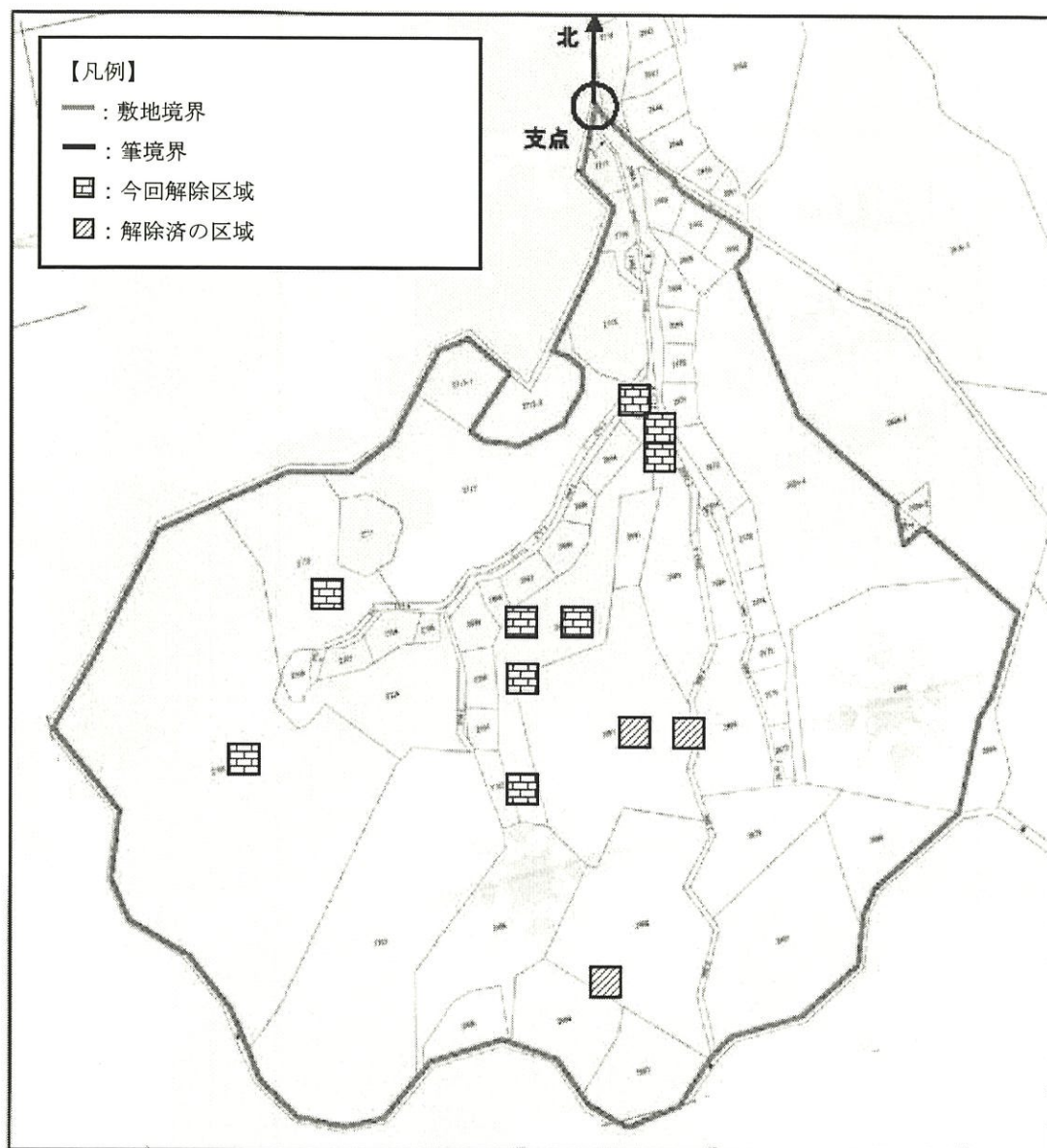
鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

<問合せ先>

環境部環境保全課



【支点】

支点は、八王子市館町 2717 番 2 の最北端とする。

【格子の回転角度 (0 度)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。